

財団法人 日本サッカー協会

2011年度 第1回評議員会

協議事項

| |
|--|
| 1. 2010年度 事業報告の件 |
| (協議) 資料No.1 |
| 2. 2010年度 決算の件 |
| (協議) 資料No.2 |
| 3. 基本規程改正の件 |
| <p>(協議) 資料No.3</p> <p><改正点></p> <p>(1) 第2章 組織 第7節 専門委員会</p> <p>(2) 第3章 所属団体 第5節 各種の連盟</p> <p>(3) 第7章 審判 第2節 審判員等の資格、第6節 審判指導者の資格</p> <p>(4) [別紙1] 競技および競技会における懲罰基準</p> <p><未登録選手の出場等に関する懲罰変更></p> <p>①未登録選手の出場等に関する基本規程 [別紙1] 競技および競技会における懲罰基準について別紙の通り変更したい。</p> <p>[概要] ・文書の偽造行為について、公文書の場合とそれ以外(選手証など)の場合を明確に区別した。その上で、公文書の偽造については重い処分を科すものとし、選手証等の偽造については12か月から1か月に軽減した。</p> <p>・出場資格の無い選手の公式試合への不正出場について、チームに対する懲罰を科すこととした。一方、個人に対する懲罰は軽減した。</p> <p>②未登録選手の出場等に関する規程の変更について承認がされた場合、過去に未登録選手等の出場資格のない者の不正出場に関して懲罰が科され、処分が現在も継続中の選手等の処分を解除することとしたい。</p> <p>[理由] 未登録選手の出場等に関する懲罰について、これまでは行為を行なった「個人」を懲罰の対象とし、12ヶ月の出場停止という重い処分を科していた。本来であれば、過去の処分について懲罰解除を行う必要はないが、今回の変更によって、主な懲罰の対象は「チーム」へと変更され、そのうえで「個人」に対する懲罰は大幅に軽減されることから、変更内容の大きさを考慮し、特例的に現在処分中の選手等の処分を解除することが妥当と考え得る。</p> |

③2011年3月22日に和歌山県サッカー協会より報告があった不正出場に関する懲罰案件については、2011年4月26日の本協会規律フェアプレー委員会にて審議、検討した結果、当該変更後の規程を適用し、当該者の処分を決定したことを合わせて承認願いたい。

※ 本来であれば、評議員会での承認をもって変更後の規程が施行されるが、今回は非常に影響の大きな変更であることを考慮し、当該規程変更については第1回理事会(2011年4月14日)での承認をもって暫定的に施行されることが承認されている。